

令和2年分

年末調整

改正への実務対応

PXまいポータルを活用した
事務の合理化のポイント

紙から電子へ



3つの申告書(①②③)が
1つになるのですか?



どれを提出するの?



どう書けばいいの?



基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

○○○○	氏名
△△△△	住所
□□□□	

基・配・所

◆基礎控除申告書◆

	収入金額	所得金額
給与所得		
給与所得以外		

判定

基礎控除の額

1

◆配偶者控除等申告書◆

配偶者氏名	年 月 日

	収入金額	所得金額
給与所得		
給与所得以外		

判定

配偶者控除額

配偶者特別控除額

2

◆所得金額調整控除申告書◆

要件 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	扶養親族等	氏名	年 月 日	特別障害者

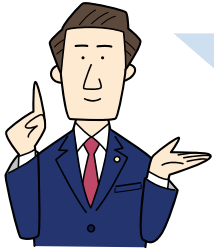
所得金額

3

I 年末調整の申告書が大幅に変更される

所得税の「基礎控除」の改正、「所得金額調整控除」の創設によって、令和2年分の年末調整では、申告書が大幅に変更されます。経理担当者は、従業員が申告書を誤りなく記入（提出）できるよう、事前の説明をお願いします。

1 3つの申告書が1枚の用紙になります



令和2年分の年末調整では、①基礎控除申告書^(※)、②配偶者控除等申告書、③所得金額調整控除申告書^(※)、の3つの申告書が、「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」という1枚の用紙になります。

※①、③は新設

これが新しい申告書ですね。



● 令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) 給与の支払者の法人番号 給与の支払者の所在地(住所) 税務署長 給与の支払者の所在地(住所)

2 給与所得者の配偶者控除等申告書

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

① 給与所得者の基礎控除申告書

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算

判定	控除額	区分 I	基礎控除の額
<input type="checkbox"/>	900万円以下 (A)	48万円	円
<input type="checkbox"/>	900万円超 950万円以下 (B)	32万円	円
<input type="checkbox"/>	950万円超 1,000万円以下 (C)	32万円	円
<input type="checkbox"/>	1,000万円超 2,400万円以下	32万円	円
<input type="checkbox"/>	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	円
<input type="checkbox"/>	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	円

② 給与所得者の配偶者控除等申告書

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分 I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分 I」欄を参照してください。

○ 「基礎控除申告書」の「区分 I」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分 II」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名 配偶者の個人番号 配偶者の生年月日 配偶者の生年 配偶者の生月 配偶者の生日

あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合は配偶者の住所又は居所 新居住者である配偶者 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算

区分 I	区分 II				配偶者控除の額	配偶者特別控除の額					
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)>(*印の金額)							
A	48万円	38万円	38万円	36万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円		
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

③ 所得金額調整控除申告書

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。

なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件

あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)

同一生計配偶者^(注)が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)

扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)

扶養親族が年齢22歳未満(※10.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)

扶養親族等

(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 左記の者の個人番号 左記の者の生年月日 配偶者の生年 配偶者の生月 配偶者の生日

あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合は左記の者の住所又は居所 左記の者の配偶者の合計あなたとの合計所得金額(年間)

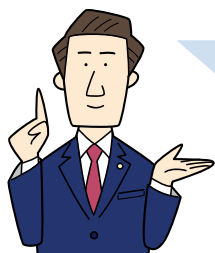
特別障害者に該当する事実 (裏面(3～24)を参照)

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。



そのほか、例年どおり「扶養控除等（異動）申告書」「保険料控除申告書」なども提出が必要なんです。

2 新しい申告書の記入は6パターンあります



左記の**基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書**は、従業員（納税者本人）の収入金額、配偶者や扶養家族の有無などによって、以下のように6つの記入（提出）パターンがあります。

事前によく説明しておかないと、従業員が混乱しそうですね。



給与等の収入金額	配偶者の有無	所得金額調整控除の適用	記入（提出）が必要な申告書		
			① 基礎控除申告書	② 配偶者控除等申告書	③ 所得金額調整控除申告書
850万円以下	いない	適用なし	○	—	—
	いる	適用なし	○	○	—
850万円超	いない	適用なし	○	—	—
		適用あり	○	—	○
	いる	適用なし	○	○	—
		適用あり	○	○	○

① 基礎控除申告書

全員^(※)が提出
 ※年末調整の対象者（年間の給与総額が2,000万円以下の人）

② 配偶者控除等申告書

配偶者がいる人で、配偶者控除または配偶者特別控除を受ける人が提出

③ 所得金額調整控除申告書

給与等の収入金額が850万円超の人で、下記の要件のいずれかに該当する人が提出

【要件】

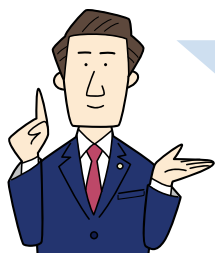
- ①あなた自身（納税者本人）が特別障害者
- ②同一生計配偶者が特別障害者
- ③扶養親族が特別障害者
- ④扶養親族が年齢23歳未満（平成10年1月2日以後生まれ）

控除額の計算は、会社が行う。
 控除額 = (給与等の収入金額* - 850万円) × 10%
 ※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円



給与等の収入金額が、850万円を超える可能性がある人は記入（提出）してください。

3 記入上の注意点



基礎控除申告書・配偶者控除等申告書の「本年中の合計所得金額の見積額」を求めましょう。

基礎控除申告書・配偶者控除等申告書には、あなた（納税者本人）と配偶者の「本年中の合計所得金額の見積額」を計算する欄があり、給与の「収入金額」から「所得金額」を求める必要があります。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	A	B <small>(裏面「4(1)」を参照)</small>
(2) 給与所得以外の所得の合計額		C <small>(裏面「4(2)」を参照)</small>
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		D

○ 控除額の計算

従業員が申告書を提出する時期には、12月分の給与等が確定していないため、以下の手順で、まずは本年（令和2年）中の「収入金額」（年収の見込額）を計算し、それを基に「所得金額」を求めます。

所得金額が求められれば、申告書の「控除額の計算」欄の判定にしたがって、「基礎控除の額」を記載します。

※「配偶者控除等申告書」の「所得金額」も同様の手順で求めます。

- ① まず、1月～11月に支給された給与（賞与を含む）の明細書に記載された「課税支給額」を合計します。次に、給与明細書の課税支給額をベースに12月の給与と賞与の見積額を計算して、先の課税支給額の合計に加算して、A「収入金額」を求めます。

$$1\sim 11\text{月の課税支給額(賞与を含む)の合計} + 12\text{月の課税支給額(賞与を含む)見積額} = \text{A 収入金額}$$



- ② ①で求めたA「収入金額」から、給与所得控除の金額を控除した残額がB「所得金額」になります。「申告書の記載例」(*)の裏面「4 合計所得金額の記載についてのご注意」・「(1) 給与所得」に掲載の【給与所得の金額の計算方法】の表に、A「収入金額」を当てはめれば、給与所得のB「所得金額」を求めることができます。なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、その金額を控除します。給与以外に収入がなければ、このB「所得金額」がD「本年中の合計所得金額の見積額」になります。

$$\text{A 収入金額} - \text{給与所得控除} = \text{B 所得金額(給与所得)}$$

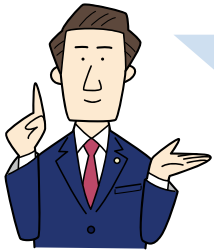
※PXシリーズから印刷できます。

◎給与所得以外にも所得がある場合

生命保険の一時金、家賃収入、配当収入、暗号資産（仮想通貨）の売却収入等があれば、それぞれ、一時所得、不動産所得、配当所得、雑所得となり、C「給与所得以外の所得の合計額」として、給与所得のB「所得金額」と合計し、D「本年中の合計所得金額の見積額」となります。

従業員には、この手順にしたがって、所得金額を求めてもらえばいいですね。





「扶養控除等（異動）申告書」の記載内容を確認しましょう。

従業員から提出を受け、社内に保管されている「令和2年分 扶養控除等（異動）申告書」を従業員に差し戻し、所得の見積額、扶養親族の異動について確認してもらいます。

本年中に、結婚、出産、死別、離婚、家族の就職など扶養親族に異動があった従業員については、配偶者や扶養親族の状況について記載内容の訂正が必要です。

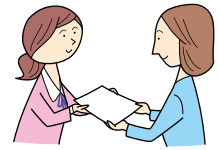
また、「令和3年分 扶養控除等（異動）申告書」については、令和3年の最初の給与の支払いを受ける日の前日までに提出してもらいます。

4 年末調整業務の流れと注意点

1 従業員へ申告書を配付し、注意事項を説明する

従業員に各種申告書を配付し、注意点を説明しましょう。

「基礎控除申告書」「所得金額調整控除申告書」については、提出の有無や記載内容についての説明が必要です。従業員の説明には、最終頁の年末調整申告書確認シートを活用しましょう。



2 従業員から申告書を回収し、内容をチェックする

提出期日までに、従業員から申告書の提出を受けた後、記載内容の確認、計算結果の検算を行い、不備があれば差し戻します。

①扶養控除等（異動）申告書：結婚、出産、家族の就職など扶養親族の変更の確認
同居の有無や、寡婦、ひとり親欄^(注)のチェック（）もれの確認

(注) 令和2年分の申告書には、「ひとり親」欄がないため、「寡婦」「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を「ひとり親」欄に訂正して、記載します。「ひとり親」については、7頁を参照してください。

②保険料控除申告書：控除証明書の添付もれの確認

③基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書：記載・提出もれの確認



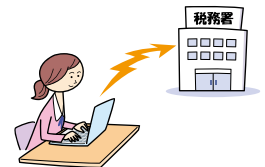
3 年末調整の計算

提出された申告書の内容をもとに、給与計算システム等に入力して、年末調整の計算を行います。計算後、年末調整の結果を従業員に通知します。

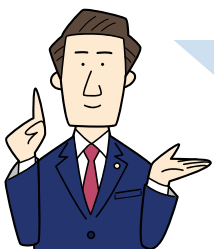


4 法定調書の提出

翌年1月末までに、税務署に法定調書を提出します。なお、平成31年に提出した「源泉徴収票」の枚数が100枚以上の場合は、e-Tax又は光ディスク等により提出することが義務付けられます。



書類が増えて、様式も変わったことで、業務が複雑になりそうです。もっと簡単に、ミスなくできる方法はないのかしら？



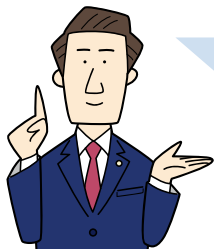
TKCの「PXまいポータル」を利用すると、年末調整の書類の配付や回収を電子化でき、年末調整業務を効率的に行えます。また、計算ミスや入力もれを軽減できるため、担当者の負担を大幅に軽減することができます（8頁参照）。

年末調整の申告書様式の大幅変更は、所得税の給与所得控除や基礎控除の改正によるものです。

1 給与所得者（会社員、パート・アルバイトなど）の給与等の収入金額（年収）から控除される「給与所得控除」の額が10万円引き下げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除の額（目安）		改正による差額
	令和元年分（改正前）	令和2年分（改正後）	
162.5万円以下	65万円	55万円	- 10万円
162.5万円超～180万円以下	収入金額×40% (65万円超～72万円以下)	収入金額×40% - 10万円 (55万円超～62万円以下)	
180万円超～360万円以下	収入金額×30% + 18万円 (72万円超～126万円以下)	収入金額×30% + 8万円 (62万円超～116万円以下)	
360万円超～660万円以下	収入金額×20% + 54万円 (126万円超～186万円以下)	収入金額×20% + 44万円 (116万円超～176万円以下)	
660万円超～850万円以下	収入金額×10% + 120万円 (186万円超～220万円以下)	収入金額×10% + 110万円 (176万円超～195万円以下)	- 10万円超～ - 25万円以下
850万円超～1,000万円以下 ^(※)		195万円	
1,000万円超 ^(※)			220万円

※給与所得控除の上限が適用される給与等の収入金額が1,000万円超から850万円超となり、控除額の上限が220万円から195万円に引き下げられました。



給与所得控除の見直しなどの影響を受ける年収850万円超の人のうち、子育てや介護をする世帯の負担軽減のため「所得金額調整控除」が設けられました。（適用要件等については、3頁参照）

該当する従業員を確認しておく必要がありますね。

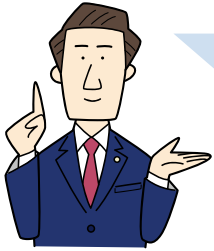


2 所得税の計算時に、納税者の所得から差し引かれる「基礎控除」の額が一律38万円から最大48万円に引き上げられました。

合計所得金額	令和元年分（改正前）	令和2年分（改正後）	改正による差額
2,400万円以下	38万円	48万円	+ 10万円
2,400万円超～2,450万円以下		32万円	- 6万円
2,450万円超～2,500万円以下		16万円	- 22万円
2,500万円超		適用なし	- 38万円

※合計所得金額が2,400万円を超えると32万円、2,450万円を超えると16万円と低減し、2,500万円を超えると基礎控除の適用はありません。

3 給与等の収入金額（年収）が850万円以下の人は所得税への影響はありません。



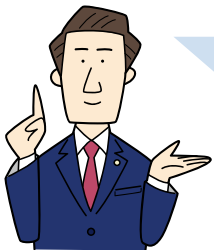
給与所得控除の引き下げ（-10万円）と基礎控除の引き上げ（+10万円）が同時に行われる（金額が相殺される）ため、年収850万円以下（給与収入のみの場合）の人は税負担に影響はありません。

（例）年収400万円の人の場合

給与所得控除と基礎控除の控除額が見直されても、課税所得が変わらないため、所得税額は改正後も影響はありません。

			年収400万円			
改正前	給与所得控除 134万円		基礎控除 38万円		課税所得 228万円	
		↓ -10万円		↓ +10万円		
改正後	給与所得控除 124万円		基礎控除 48万円		課税所得 228万円	

4 「寡婦（寡夫）控除」が見直され、「ひとり親控除」が設けられました。



寡婦（寡夫）控除については、これまで、同じひとり親であっても、婚姻歴の有無や男女によって控除の適用などに違いがありました。すべてのひとり親家庭に公平な税制支援を行う観点から、以下のような改正が行われました。

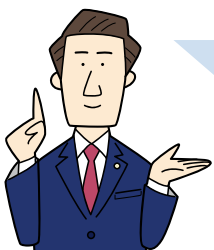
- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）がいる単身者には、同一の「ひとり親控除」（控除額35万円）が適用されます。
- ②上記①以外の寡婦には、引き続き「寡婦控除」として27万円が控除されます。
また、子以外の扶養親族がいる寡婦についても所得制限（所得500万円〈年収678万円〉以下であること）が設けられました。

		配偶関係		死別	離婚	未婚のひとり親
		本人の合計所得金額		500万円以下		
本人が女性	扶養親族等	いる	子	35万円	35万円	35万円
			子以外	27万円	27万円	—
		いない	27万円	—	—	
本人が男性	扶養親族等	いる	子	35万円	35万円	35万円
			子以外	—	—	—
		いない	—	—	—	

の部分がひとり親控除

の部分が寡婦控除

5 「法定調書」が100枚以上は、光ディスク等による提出が義務付けられます。



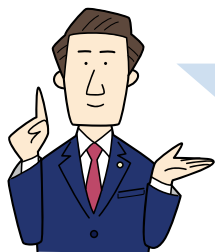
前々年の法定調書（例：平成31年に提出した「給与所得の源泉徴収票」）の枚数が100枚以上だった場合には、e-Tax又は光ディスク等により提出することが義務付けられます。提出義務の判定は、法定調書の種類ごとに行われます。

※「給与所得の源泉徴収票」の光ディスク等による提出が義務付けられた年分は、市区町村に提出する「給与支払報告書」もeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されます。

Ⅲ 年末調整業務は「紙」から「電子」へ

1 複雑な年末調整事務も「PXまいポータル」ならスマホでラクラク！

※PC入力にも対応しています。



今年は、年末調整の申告書の様式や記載方法が大幅に変わること、従業員から提出される申告書の記載ミスや記載もれの増加が予想されます。これまでのような紙ベースでの年末調整業務では、経理担当者の業務負担は増えるばかりです。年末調整の申告書の従業員への配付から、控除額の計算、申告書への記入・提出、年末調整結果の通知、さらには法定調書の提出まで、一連の流れを「紙」から「電子」へ移行することで、業務効率が格段に上がります。ぜひ、今年から取り組みましょう！



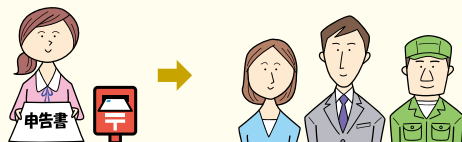
担当者

申告書の配付

従業員の氏名等が印字された申告書を従業員ごとに配付します。

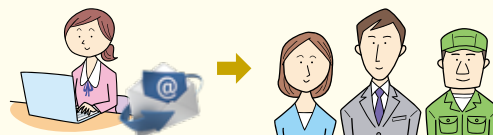
紙

手渡しまたは郵送等で配付するため、手間がかかり、配付もれなどのミスが増えます。



電子

受付開始を従業員にメールで通知します。配付の手間はありません。



従業員

申告書の記入

申告書に必要事項等を記入します。

紙

適用条件等を確認し、控除額等を計算して手書きで記入するため、記載のミスやもれが増えます。



電子

控除額は自動計算。さらに、質問に答えていくだけで、法令に基づき適用条件を判定します。記載項目に関する解説や入力チェックも充実しています。



従業員

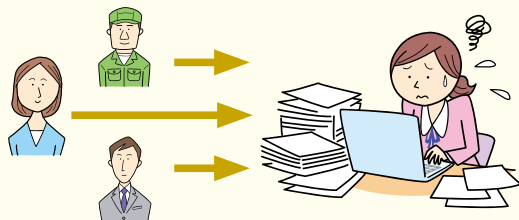
担当者

申告書の提出

必要事項等を記入した申告書を、給与事務担当者宛に提出します。

紙

手渡しや郵送等により、紙の申告書を提出します。



電子

スマホやPCからワンクリックで提出完了。「紙」のやりとりは不要です。





担当者



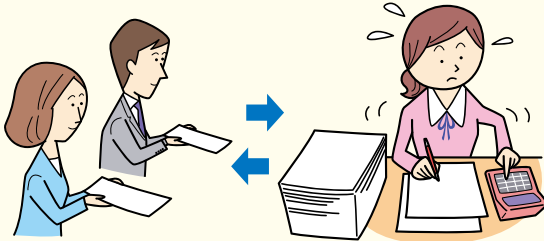
従業員

受理・差戻し

記載内容をチェックし、受理します。不備がある場合は差戻し、再提出してもらいます。

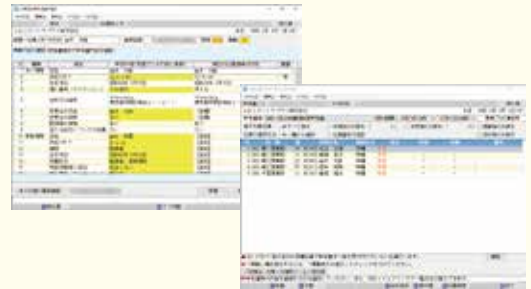
紙

記載内容の確認、計算結果の検算を行い、不備があれば差し戻します。未提出者へは個別に催促します。申告書が複雑になることで、経理担当者の確認・検算が大変な作業になります。



電子

従業員が変更した内容をシステムで表示。効率的にチェックできます。また、提出状況を一覧で確認でき、催促メールや差戻しも即座に送信できます。



年末調整の計算

申告書に基づき、年末調整の計算を行います。

紙

申告書の内容を給与計算ソフトに手入力します。時間もかかり、入力ミスも増えます。



電子

提出された申告書を給与計算ソフトに自動で取り込み。入力ミスやもれの心配もありません。



還付・徴収結果の従業員への通知

従業員へ年末調整の結果を通知します。

紙

年末調整の結果を紙で通知します。通知作業だけでも大変です。



電子

年末調整の結果をWebで配信。従業員はスマホやPCで確認できます。



担当者



従業員

PXまいポータルの特長

「PXまいポータル」を使えば、面倒な申告書の配付・回収を電子化。また、従業員はスマートフォンやパソコンから、いつでもどこからでも申告書を提出できます。従業員が入力したデータは、給与計算システム「PXシリーズ」と連動するため、入力の二度手間がなくなり、会社全体の生産性が向上します。また、マイナンバーをWeb上で収集・確認することができ、その漏えい・紛失のリスクを軽減することができます。

※申告書を電子で提出する（PXまいポータルを利用開始する）場合には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」の届出が必要です。

年末調整は3つのステップで完了



回収状況を見える化

回収状況を一覧で確認できます。未提出者には催促メールを送信できます。期限間際に申告が集中してしまう、従業員が締切を過ぎても提出しない、といった事態を未然に防ぐことができます。



給与明細のWeb配付

給与明細や源泉徴収票をWebで安全に配付できます。また、紙の印刷・配付にかかるコストを削減できます。



配付コストの削減



保管コストの削減



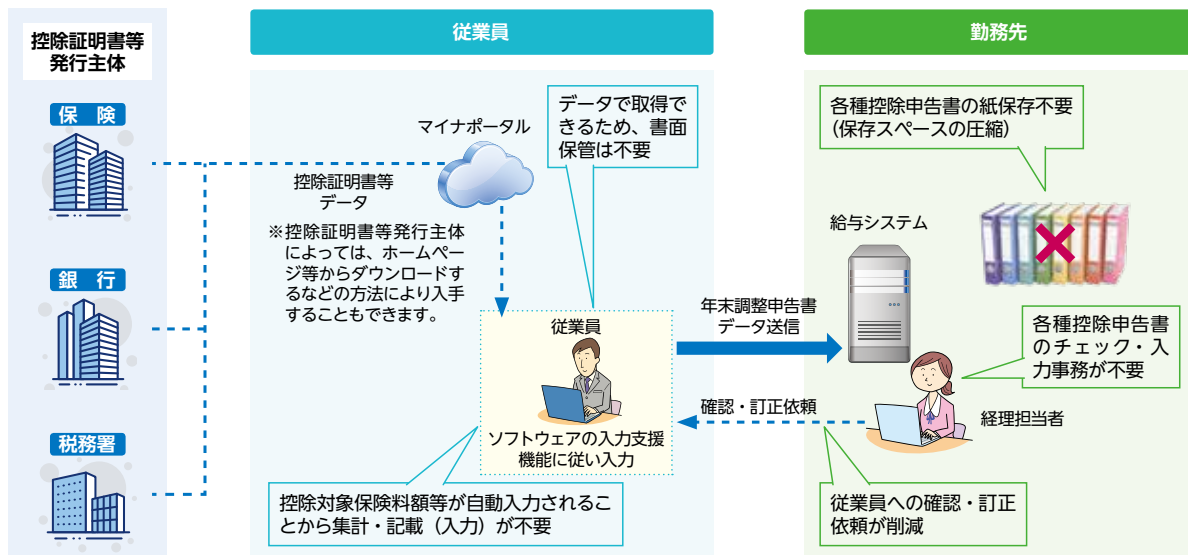
漏えい・紛失リスクの低減

※PXまいポータルの利用には「TKC給与計算システム（PXシリーズ）」とインターネットへの接続環境が必要です。



2 控除証明書等の電子化に備えよう

令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、勤務先へ電子データにより提供できるよう手当てされたことなどを受けて、年末調整手続の電子化に向けた施策が実施されます。



国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>) をもとに作成

控除証明書等の電子データは、①各保険会社HPから取得する方法、②マイナポータルから取得する方法、の2つの方法により、従業員が入手します。

しかしながら、現時点（令和2年分年末調整）では、電子データによる控除証明書等の発行に対応する保険会社は一部に限られます。

また、②の方法ではマイナンバーカードも必要なため、まずは、従業員のマイナンバーカード取得を周知徹底することから始めましょう（TKCシステムでは、令和2年分年末調整で①の方法に対応予定）。

《今のうちから準備しておくこと》

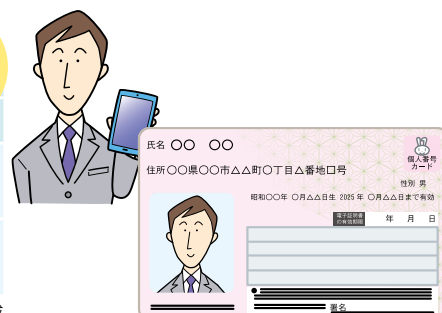
控除証明書等の電子化が始まることにより、年末調整手続は下表「年末調整手続の4つのケース」のように「申告書／控除証明書」と「電子／紙」で4つのケースに分かれます。まずはこのうち、「ケース2」の「①電子+②ハガキ（紙）」による申告書の電子化を検討しましょう。従業員数が多い場合は、特定の部門に限って電子化する方法も一案です。

来年（令和3年）以降、控除証明書等の電子化への対応に向けて、各保険会社HPからの取得方法の確認もしくはマイナンバーカードの取得等、従業員が行うべき事前準備を案内し、年末調整手続のさらなる効率化を進めましょう。

年末調整手続の4つのケース

		②従業員の控除証明書等の取得方法	
		電子	ハガキ（紙）
①申告書	電子	ケース1 ①電子+②電子	ケース2 ①電子+②ハガキ（紙）
	紙	ケース3 ①紙+②電子	ケース4 ①紙+②ハガキ（紙）

まずはココから



国税庁HP (https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0020005-071_02.pdf) をもとに作成

従業員のための 年末調整申告書確認シート

申告書類のうち、提出が必要な申告書と記載内容を確認しましょう。

申告書類	注意事項	チェック
令和2年分 扶養控除等（異動）申告書	<ul style="list-style-type: none">● 配偶者と子の「所得の見積額」の記載もれ・誤りに注意する。● 老人扶養親族（昭和26年1月1日以前生まれ）に該当するときは、「同居老親等」欄、老人ホームへ入居の場合は、「その他」欄へ「✓」を入れる。● 特定扶養親族（平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれ）に該当する場合は、「特定扶養親族」欄に「✓」を入れる。● 寡婦・ひとり親に該当する場合は、「寡婦」「ひとり親」^(注)欄に「✓」を入れる。 <p>(注) 令和2年分の申告書には、ひとり親欄がないため、「寡婦」「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を「ひとり親」欄に訂正して、記載します。</p>	<input type="checkbox"/> 提出
基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書		
基礎控除申告書	<ul style="list-style-type: none">● 年末調整の対象者^(※)は必ず提出する。● 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄の「収入金額」「所得金額」の記載の誤りに注意する。 <p>※年間の給与総額が2,000万円以下の人</p>	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 不要
配偶者控除等申告書	<ul style="list-style-type: none">● 配偶者の給与収入が201万6,000円未満であれば、配偶者控除又は配偶者特別控除が受けられる。	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 不要
所得金額調整控除申告書	<ul style="list-style-type: none">● 給与収入が850万円を超える可能性があり、23歳未満の扶養親族がいる、あるいは本人・配偶者・扶養親族が特別障害者の場合は提出する。	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 不要
保険料控除申告書	<ul style="list-style-type: none">● 生命保険料や地震保険料の控除証明書等の添付（提出）もれに注意する。● 「支払額」ではなく、「証明額」の金額を記載する。	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 不要
住宅借入金等特別控除の申告書	<ul style="list-style-type: none">● 住宅ローン控除の適用2年目以降は、年末調整によって控除が受けられる。 <p>※申告書は、確定申告した年の10月に税務署から郵送されます。</p>	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 不要

※コピーして従業員へ配付して利用しましょう。

ますます便利に！ マイナンバーカードを取得しよう！

年末調整手続の電子化（控除証明書等のマイナポータルからの取得）には、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードは、行政への各種申請などの手続、身分証明書や社員証として活用できるほか、暮らしを便利にします。

- 住民票の写し、印鑑登録証明書などの各種証明書をコンビニで取得できる。
- キャッシュレス決済サービスに2万円のチャージ等で、上限5,000円分のマイナポイントがもらえる（令和2年9月1日～令和3年3月31日まで）
- 健康保険証として使える（令和3年3月予定）
- スマホやパソコンで行政手続が簡単にできる。

株式会社TKC

〒162-8585 東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

TEL:03-3235-5511 URL:https://www.tkc.jp

© TKC2020 無断転載・複製・複写を禁じます。